マネー・ローンダリング防止及びテロ資金供与防止のための基本方針

- 1. 当社は、金融機関に求められるマネー・ローンダリング防止及びテロ資金供与防止のための体制整備の重要性を認識し、金融システムの健全性の維持を損なうことがないよう業務運営を行います。
- 2. 当社は、犯罪収益移転防止法を遵守し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインに即した業務運営を行います。
- 3. 当社は、すべてのお客様からご協力を頂き、取引開始時の厳格な取引時確認を行います。また、リスクベース・アプローチによる継続的モニタリングを行い、必要と判断される場合には内部管理統括責任者の承認を求め、疑わしい取引と判断される場合には取引を行なわず、法令にもとづき当局への届出を行います。
- 4. 当社は、マネー・ローンダリング防止及びテロ資金供与防止体制を維持するため、社内規程を整備し、役職員に対する研修を行います。
- 5. 当社は、定期的に内部監査を行い、必要な改善を行います。

以上

2021年4月セントラル短資株式会社